

# 『市場化テスト』 (官業の民間開放)

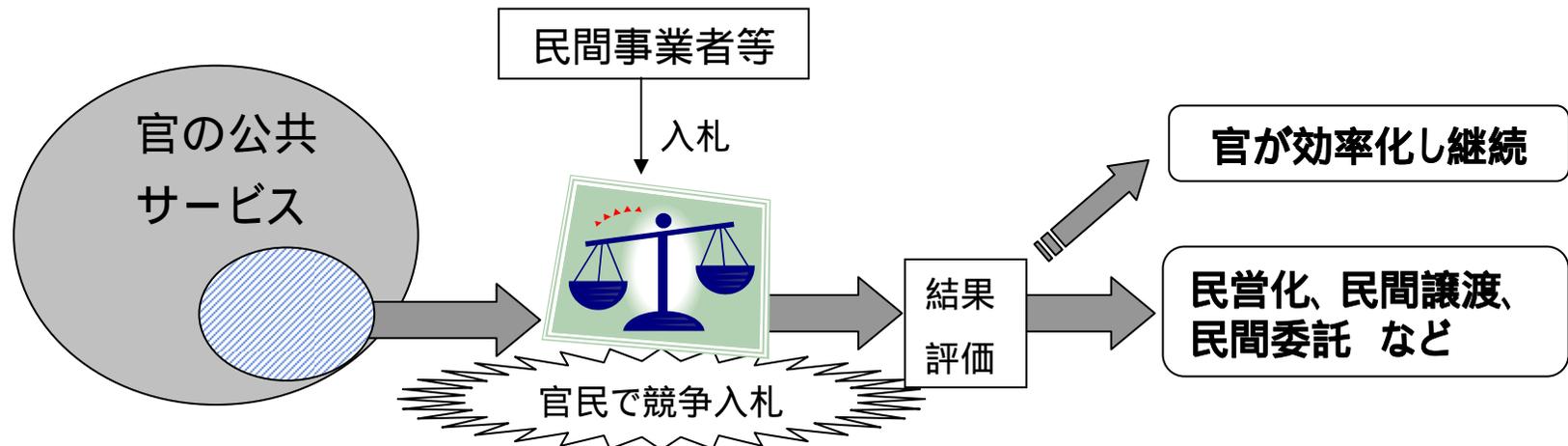
「公共サービス効率化法 (市場化テスト法)案」(仮称)  
の制定に向けて

内閣府 市場化テスト推進室

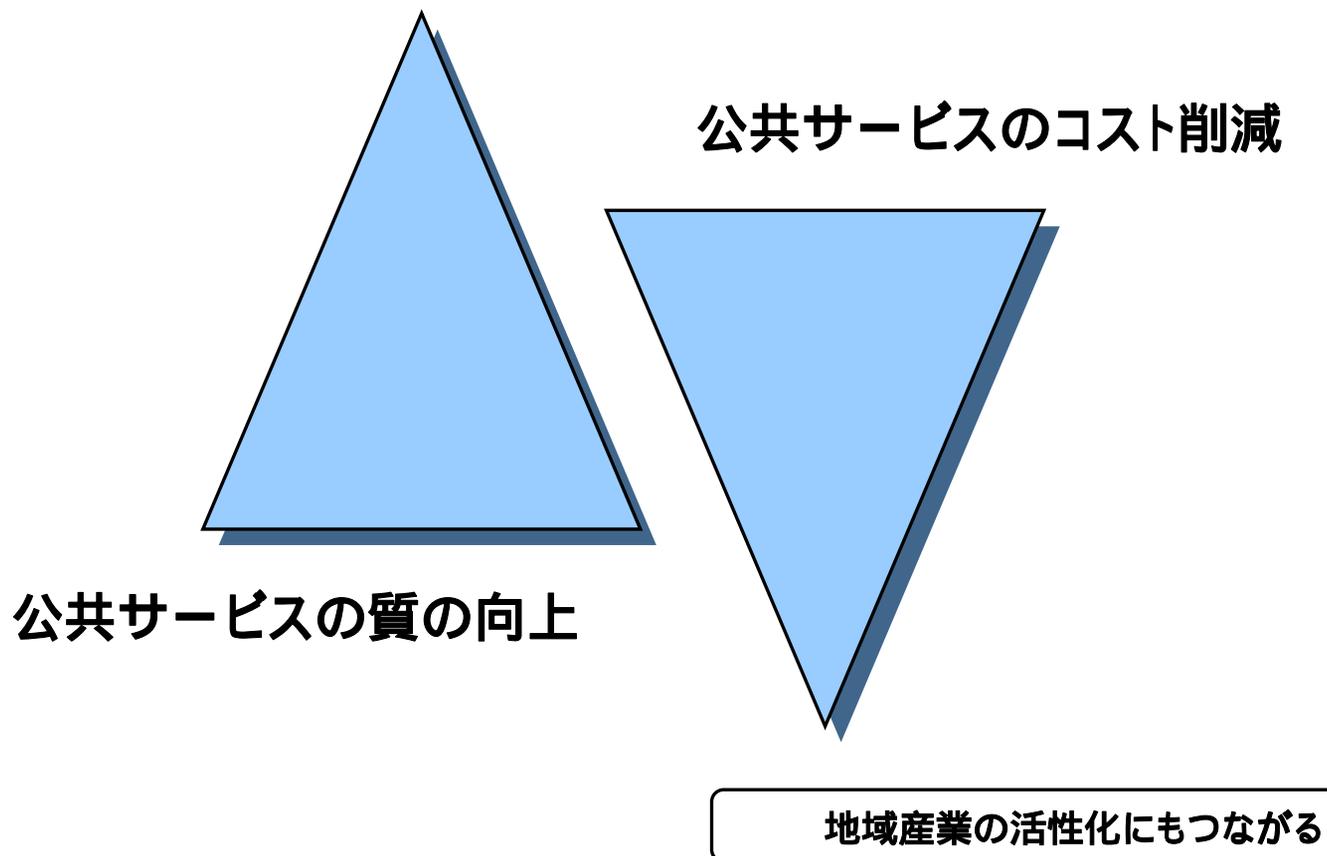
平成17年11月

# 民間開放推進の横断的手法としての 「市場化テスト」(官民競争入札制度)

- ・「市場化テスト」は、「民でできるものは民へ」の具体化や公共サービスの質の維持向上・経費の削減等を図るためのツール
- ・官の世界に競争原理を導入し、官における仕事の流れや公共サービスの提供の在り方を変えるもの。
- ・具体的には、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担っていくこととする制度。
- ・アメリカ、イギリス、オーストラリアなどで既に実施済み。



## “2つ”の導入の目的



# 諸外国の事例

## 諸外国の事例

<p><b>米 国</b></p>	<p>政府による独占ではなく、市場にて提供可能な全ての業務は、官民競争により最適な供給者を選定。          地方レベル: 80年代以降本格化          連邦レベル: 90年代以降本格化 (1998年連邦調達棚卸改革法、2001年ブッシュ行革アジェンダ)</p>	<p>飛行場運営          上下水道運営          公共輸送システム          行刑施設運営          統計分析 等</p>
<p><b>英 国</b></p>	<p>80年代以降、地方政府での強制競争入札制度が段階的に導入(1980年地方政府計画土地法、88年、92年地方政府法)。中央レベルにも波及。          97年以降、強制的側面は払拭されたが、ベスト・バリュウ政策の一環として、サービスの価格及び質を考慮する官民競争入札は存続。</p>	<p>公共施設運営          道路維持管理          清掃廃棄物収集処理          行刑施設運営          等</p>
<p><b>豪 州</b></p>	<p>95年、連邦及び全州政府が競争を促進するための国家競争政策改革を実施。          この結果、連邦・地方双方で、官民競争が多様な形で実践されている。</p>	<p>公園管理          旅券申請の受領及び手数料徴収          失業者就労支援          等</p>

## イギリスの市場化テスト

沿革	<p>1980年代の保守党政権時代(サッチャー、メジャー)、官が特定の公共サービスの提供を実施する際、民と競争することを義務付ける強制競争入札制度(CCT: Compulsory Competitive Tendering)を推進。</p> <p>1997年の労働党政権(ブレア)以降は、「公共サービスの質」も同時に重視する政策へと転換。保守党政権の行革路線は踏襲するものの、「国民にとって、質の高い公共サービスが安価に提供されることが重要で、提供主体が官であるのか、民であるのかは重要でない」との考え方を背景に、官民のパートナーシップ(PPP)の推進を重視。</p> <p>・ブレア政権下でも、官民のサービスを比較するという概念は引き続き重要なものとして捉えられており、1997年に「市場化テスト及び外部委託における12の基本原則」を公表。</p>
特徴	<p>【中央政府】「Better Quality Service Review」: 全ての中央省庁のサービスに対して、市場化テストやアウトソーシングを行う為のレビューを行うことを義務付けるガイドライン。向こう5年間の間に全てのサービスについてレビューすることになっている。</p> <p>【地方政府】「Best Value」: 投下した資本に対して、最も高い価値の行政サービスを提供する為に、計画策定、業績評価、監査、是正等を総合的に行うシステム。各自治体は、全ての成果目標をまとめた「業績計画書」を毎年作成し、住民に公表する。5年後に業務毎に目標達成度を評価する。官民競争そのものは廃止されていない。</p>

## アメリカの市場化テスト

沿革	<p>1966年OMB(行政予算管理局)の通達A - 76: 商業的活動(連邦政府の省庁によって行われ、民間から調達できる製品やサービスを提供する活動)における競争の基本方針を規定。</p> <p>1998年FAIR法(連邦政府業務棚卸法)施行: 連邦政府の各省庁の全活動を「民でも出来る活動」と「政府本来の活動」に分類する為のプロセスを明記。</p> <p>2001年大統領マネジメント・アジェンダ: ブッシュ大統領が発表した行財政改革プログラム。成果主義、住民主義、市場原理の3原則のもと、優先的に取り組むべき5つの事項を示し、その一つに「競争的アウトソーシング」を挙げている。</p> <p>2003年A - 76大幅改定</p>
特徴	<p>対象業務の選定に当たっては、省庁に全事業を棚卸させる。</p> <p>競争方法:</p> <p>「標準競争(競争対象職員数: 66名以上)」とは、官民共に応札する方法。</p> <p>「簡略競争(競争対象職員数: 65名以下)」とは、官民による入札ではなく、官による直営のコストと、市場調査等により得た民間のコストとを比較して、民間の方が有利な場合は、民間事業者の公募を行う方法。</p>

# インディアナポリス市(米国)の市場化テスト導入効果

## 市場化テストを導入したゴールドスミス市長の任期中(1992年～1999年の8年間)の主な実績

- ・公共サービスが非効率な原因を「官が事業を行うから」ではなく、「競争がないから」ととらえ、市場化テストを導入。
- ・小規模な事業から実験的实施し、空港の運営など大規模なものへも展開。
- ・財政縮小均衡、職員の解雇及び待遇引き下げというマイナスイメージを払拭し、サービス向上、コスト削減及び待遇改善を同時に達成。

政権8年間で累計4億2000万ドルの財政負担軽減

～1年当たりに換算すると1992年の予算規模(約4億5000万ドル)の約9分の1に相当

4回にわたる固定資産税の引き下げ

10億ドルのインフラ投資を実施。都市問題に対応。

財政の健全化           ～ 米国大都市で唯一、市債の格付け最上級(AAA)取得

組織、職員の活性化   ～ 待遇改善、サービス水準向上

地域経済の活性化      ～ 1999年には失業率が2.3%に低下

## 事例1) インディアナポリス国際空港の運営(民が落札した事例)

中西部の物流の要衝のひとつとして、比較的広い敷地と高い輸送能力を持ち、貨物輸送の面では発展をとげていたが、空港公社が管理を一体的に行っていたため、高コスト体質になっていた。公社の経営努力不足が航空会社、ひいては利用客に転嫁されるという悪循環に陥りかけていた。

- ・空港公社職員チーム(官)と民間会社4社で競争入札を実施。
- ・官からも経営効率を抜本的に高める提案が出されたが、イギリスの空港運営会社(BAA - USA)が落札した。
- ・コスト削減と同時に全ての空港従業員を再雇用し、それまでと同等の給与、福利厚生水準を維持。

	1994年度 (委託前)	2000年度
乗客数	約650万人	約760万人
航空郵便取扱数	約20万件	約45万件
航空貨物取扱量	約41万トン	約88万トン

(インディアナポリス空港年次報告書2001年より)

### < 効果 >

乗客数等も増加し、運営コストも大幅に削減。  
離発着料も7割引き下げ

	1994年度 (委託前)	1996年度
乗客1人当たりの空港運営コスト	6.7ドル	3.87ドル
商業施設の賃貸料や駐車場収入 乗客1人当たりの単価	2.14ドル	3.32ドル

## 事例2) 公用車両のメンテナンス(官が落札した事例)

- ・市の公用車両は「市の車両サービス部(IFS)」が一括に所有、管理をしていたが、サービス水準は極めて低かった。
- ・市長は市場化テストの実施を決めたが、すぐには実施せず、IFS(官)に業務改善の時間(3年程度)を与えた。
- ・この間にコスト削減、生産性向上を実現したIFS(官)は1995年に民間企業3社との競争入札に参加し、落札した。

### < 効果 >

- ・1991年度からのコスト削減とあわせ、5年間で800万ドルのコスト削減を達成
- ・契約の初年度は市との契約を上回るコスト削減を達成し、従業員1人当たり800ドルのインセンティブが還元
- ・職員のモラル、意欲の向上

## インディアナポリス市(米国)の例

実施領域	落札者	受注者の概要
市道維持補修	官	市の公共事業部門が落札
下水道料金の徴収事業	民	電気会社などの他の公益事業会社も入札に参加。水道会社が最終的に落札。
空港運營業務	民	民間4社と公団職員チームが入札に参加
下水道処理施設運営	民	大手下水処理企業など5社が入札に参加
ごみ収集	官・民	市内を11区に区分。うち1区は市直轄運営地区とし、残り10区につき入札を実施。
ゴルフコース 運営	民	プロゴルファーの団体が落札
車両保守・維持	官	米国最大規模の車両維持サービス企業が3社も参加した入札で市の担当部局が落札
建物管理 (警察、消防、刑務所、 オフィス等)	官	民間のビル管理業者との競争入札の結果、郡ビル管理公団が落札

# 「モデル事業」の概要

## 「モデル事業」（17年度における試行的導入）

民間提案を幅広く受け付け、3分野8事業をモデル事業として選定。

今回対象とならなかった提案も制度の本格的導入に向け更に検討。

### (1)ハローワーク（公共職業安定所）関連

#### キャリア交流プラザ事業の「公設民営」

- ・全国15箇所のうち5箇所を、無料職業紹介事業を含む一連の幅広い就職支援に関わる事業を行う施設とし、民間の創意工夫が最大限発揮されるよう、「公設民営方式」を前提に市場化テスト（モデル事業）の対象とする。

#### 若年者版キャリア交流プラザ事業の「公設民営」

- ・1箇所を対象に実施。

#### 求人開拓事業の民間開放

- ・3地域を対象に実施。

#### アビリティガーデン（生涯職業能力開発促進センター）における職業訓練の民間開放 [独法 雇用能力・開発機構]

- ・土日、夜間の施設・設備を活用した職業訓練事業（職業紹介等訓練修了者を対象とする就職支援に関わる事業を含む）を市場化テスト（モデル事業）の対象とする。

## (2) 社会保険庁関連

**国民年金保険料の収納事業** 5 箇所 / 全国 3 1 2 箇所

- ・ 納付督促から滞納処分までの一連の事務について包括的に対象として実施。  
( 所得情報による免除対象者の特定業務、滞納処分における財産差押の決定・執行等は除く )

**厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業** 5 箇所 / 全国 3 1 2 箇所

**年金電話相談センター事業** 2 箇所 / 全国 2 3 箇所

## (3) 行刑施設関係

- ・ 2 箇所の既設刑務所において、施設の警備や被収容者の処遇に関わる補助事務を包括的に対象として実施。

### 入札状況

3 月中旬から準備のできた事業から実施方針を公表し、入札説明会、入札を実施。

入札説明会への参加企業数 . . . のべ 2 8 5 社

入札に参加した企業数 . . . のべ 1 2 7 社

# モデル事業スケジュール表

	事業名	地点	実施方針 (公表)	入札公告	入札説明会	提案書締切	落札者決定	事業期間
ハローワーク 関連	(1) キャリア交流プラザ事業	北海道 埼玉 東京 愛知 京都	3/14	3/14	北海道 3/23 埼玉 3/23 東京 3/23 愛知 3/25 京都 3/25	4/25	5/16	05/6 ~ 06/5/31
	(2) 若年者版 キャリア交流プラザ事業	大阪	3/14	3/14	3/25	4/25	5/16	05/6 ~ 06/5/31
	(3) 求人開拓事業	北海道札幌地域(札幌所、札幌東所、札幌北所、小樽所、岩見沢所) 秋田中央地域(秋田所、本荘所) 福岡北九州地域(八幡所、小倉所、行橋所、若松所、門司所)	3/14	3/14	北海道 3/23 秋田 3/24 福岡 3/23	4/25	5/16	05/6 ~ 06/5/31
	(4) アビリティガーデンにおける 職業訓練事業	東京	3/11	3/16	3/23 (於AG)	4/25	在職者等訓練 5/20 離職者訓練5/23	05/6 ~ 06/3/31
社会保険庁 関連	(5) 厚生年金等の未適用事業所 に対する適用促進事業	東京地区(港社会保険事務所、渋谷社会保険事務所、足立社会保険事務所) 福岡地区(久留米社会保険事務所、南福岡社会保険事務所)	3/28	4/6	東京 4/11 福岡 4/12	4/21	東京 5/13 福岡 4/28	東京05/6/14 ~ 06/3/31 福岡05/6/3 ~ 06/3/31
	(6) 国民年金保険料の収納事業	弘前社会保険事務所 足立社会保険事務所 熱田社会保険事務所 大阪社会保険事務局平野社会保険事務所 宮崎社会保険事務所	7/7	7/11	東京 7/26 青森 7/26 宮崎 7/27 大阪 7/28 愛知 7/29	8/31	9/9	05/10 ~ 06/09
	(7) 年金電話相談センター事業	茨城年金電話相談センター 広島年金電話相談センター	6/21	6/29	茨城 7/13 広島 7/15	8/19	9/2	05/10/1 ~ 06/9/30
行刑施設	(8) 施設警備等事業	福島刑務所 宮城刑務所	5/12	5/12	5/23	6/20	6/30	05/8/1 ~ 06/3/31

「モデル事業」の評価

～「モデル事業」(3分野8事業)の実施を通して明らかになった課題等

- 1) 官側のコスト等についての情報開示の徹底
- 2) 入札参加者に求める公共サービスの水準を客観的・定量的に表わす指標  
(Key Performance Indicator)の明確化
- 3) コストと質についての評価の適正化
- 4) 民間事業者等からの提案に基づく幅広い対象事業の実現
- 5) 中立的かつ強力な権能を有する「第三者機関」の設置

**「市場化テスト」の本格的導入に向けた  
法的枠組みも含めた制度整備**

「市場化テスト(官民競争入札制度)」の本格的導入に向け、法的枠組み(「市場化テスト法(仮称)」)も含めた制度整備の検討

「モデル事業」の平成17年度における試行実施(3分野8事業)

昨年秋に提出された119提案のうち、平成17年度に実施する「モデル事業」の対象にならなかったものについても、引き続き、制度の本格的導入に向け、「市場化テスト」の対象事業とすることにつき検討を行う

< 昨年提出された民間提案の概要 >

・ ハローワーク関連	18事業者	27提案
・ 社会保険関連	23事業者	27提案
・ 行刑施設関連	1事業者	1提案
・ 統計調査関連	2事業者	2提案
・ 国有施設の維持管理	8事業者	12提案
・ 独立行政法人の事業	3事業者	3提案
・ バックオフィス関連	11事業者	13提案

## 本格的導入に向けた「基本方針」

市場化テストの本格的導入に向けて、以下の点を基本方針とし、法的枠組み（「市場化テスト法（仮称）」）も含めた制度の整備を検討。

国の事業についての先行実施（併せて、先進自治体が自発的に市場化テストを実施できるよう必要に応じ検討・環境を整備。）

民間提案を受け付け、政府において可能な限り幅広い対象事業を決定

法的枠組みも含めた制度の検討（官民競争を前提とした入札制度、関連する規制改革等）

民間事業者等が入札への参加を検討するに足る必要十分な情報の開示

競争条件均一化等の確保のための監視機能の整備（中立的な第三者機関の設置）

「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」(仮称)を平成17年度中に国会に提出するべく、速やかに準備する。

- ・ 中立的な第三者機関により対象となる官業の徹底した情報開示や実施プロセスの監視等。
- ・ 地方公共団体における導入の円滑化措置。
- ・ 独立行政法人についても導入。

< 関連部分抜粋 >

第2章 「小さくて効率的な政府」のための3つの変革

2. 仕事の流れを変える

(2) 公共サービスの効率化を図るため、市場化テストの本格的導入等による官業の徹底的な民間開放

公共サービスの効率化を図るため、市場化テストの本格的導入に向けて、制度の整備を図る。

そのため、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」を踏まえ、第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し、公共サービスの質の維持向上・経費の削減等に資するよう、「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」(仮称)を平成17年度中に国会に提出するべく、速やかに準備する。その際、以下の点に留意する。

競争条件の均一化等を図るため、中立的な第三者機関により、対象となる官業の徹底した情報開示や実施プロセスの監視等を行う。

地方公共団体における導入を円滑化するため、導入を阻害している法令の改正等、所要の措置を講じる。

独立行政法人の業務についても、中期目標の期間の終了時における評価等との連携を含め、導入を適切に進める。

「市場化テスト」の平成18年度からの本格的導入に向けて、以下を基本的枠組とした一本の法律(「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案(仮称)」)を平成17年度中に策定し、国会に提出すべき。

基本的構成・目的等に関する事項

「基本方針」に関する事項

官民競争入札の実施に関する事項

規制の特例措置に関する事項

「第三者機関」に関する事項

その他

# 規制改革・民間開放推進会議提言

「『小さくて効率的な政府』の実現に向けて」概要：平成17年9月27日公表

## 基本的構成・目的等に関する事項

「公共サービス効率化法(市場化テスト法)(仮称)」は、民間提案等を勘案した公共サービスを対象に、内閣主導による一定の手續に則って、「市場化テスト(官民競争入札)」及び関連する規制改革等を行うことを法的に担保するもの。

### 法の目的・基本理念

- 1) 「市場化テスト」の実施等による公共サービスの不断の革新
- 2) 公共サービスの効率化・質の維持向上

## 「基本方針」に関する事項

内閣総理大臣は、毎年度、必要十分な情報開示の下、民間提案を最大限尊重し、以下を主な内容とする「基本方針」の案を作成し、「第三者機関」の議を経て、閣議決定・公表する。

- 1) 「市場化テスト(官民競争入札)」の対象とする公共サービス及びこれに伴い講ずべき措置(関連する規制改革等)
- 2) 不要な公共サービスの廃止
- 3) 公共サービスの不断の革新を実現するためのその他の措置

### 官民競争入札の実施に関する事項

#### 「官民競争入札の実施に関する方針（「実施方針」）」の決定

官民競争入札の対象となる個々の公共サービスについて、必要十分な情報開示の下、「第三者機関」の議を経て、以下を主な内容とする「実施方針」を決定。

対象となる公共サービスの範囲、契約期間等

関連する規制改革等の内容

落札者選定に関する事項（評価基準、選定スケジュール等）

モニタリングに関する事項 等

#### 落札者の決定

公共サービスの質及び価格に着目した総合的な評価基準を原則として適用し、「第三者機関」の議を経て、落札者を決定。

#### モニタリングの実施

継続的なモニタリング（監督・検査等）を措置。

#### 再入札の実施

契約期間の終了の際に、再入札を実施。

ただし、モニタリングの結果等を踏まえ、当該公共サービスを廃止等することが適当と評価される場合は、「基本方針」において廃止等の措置を決定。

# 規制改革・民間開放推進会議提言

「『小さくて効率的な政府』の実現に向けて」概要：平成17年9月27日公表

## 規制の特例措置に関する事項

落札した民間事業者等が「規制の特例措置の適用に関する計画」を申請し、内閣総理大臣が認定した場合、規制の特例措置を適用。

特例措置の内容は、法律による規制については「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案(仮称)」で、政省令による規制については「基本方針」に則してそれぞれ政省令で規定。

なお、先進的な地方公共団体が自発的に「市場化テスト」を導入・実施する場合に必要な規制の特例措置についても、所要の措置。

## 「第三者機関」に関する事項

公共サービスの徹底した情報開示と基本方針の決定から落札者の決定、事業実施にわたるすべての実施プロセスの監視等を行う中立的かつ強力な権能を有する「第三者機関」を内閣府に設置。

## その他

公務員制度、財政法、国有財産法等、既往の横断的法制度との関係を整理し、所要の措置。

「公共サービス効率化法(市場化テスト法)」(仮称)の制定後も、毎年度、民間事業者等からの提案を幅広く受け付け、「基本方針」の改定や必要な法令改正等を実施。

# 民間提案

## あじさい1月間(平成17年6月)提案数

市場化テストを含む民間開放要望全体で45主体245件  
 市場化テストと明示されたものは26主体141件

分類	市場化テスト案件の内訳	事業者数		提案数	
モデル事業	ハローワーク関連業務	6	10	11	17
	社会保険庁関連業務	3		5	
	行刑施設関連業務	1		1	
統計調査関連	統計調査	4	8	4	44
独立行政法人	独立行政法人	8		44	
バックオフィス	中央省庁等のバックオフィス事務(IT他)	8		12	
その他	公益法人の執行等業務(随意契約含む)	5	24	17	64
	公物管理	2		2	
	公金収納	1		1	
	市場化テストの制度に関する要望	3		14	
	郵政公社関連業務	1		2	
	会計検査業務	1		1	
	施設維持管理業務	2		2	
	その他	9		25	
		<b>54</b>		<b>141</b>	

事業者数の合計は複数の提案をしている事業者があるため実際の合計と一致しない。

# あじさい1月間(6月)で提案のあった主な項目

## (1)今年度、モデル事業で実施されている事業・業務対象範囲の拡大、包括的業務委託

ハローワーク関連…公共職業安定所で行われている全てのサービスを含む運営事業、モデル事業の対象拡大  
社会保険庁関連…厚生年金保険と労働保険の適用促進事業を一元化  
社会保険事務所の業務を包括的に市場化テストの対象とする(強制徴収等含む)  
行刑施設関連…対象施設の拡大

## (2)統計調査関連

### 【提案のあった主な調査】

- ・企業や事業所を被調査先とする統計調査事業  
…事業所・企業統計(総務省)、工業統計調査・工場立地動向調査(経済産業省)、企業経営実態調査(中企庁)
- ・人事院の俸給表作成に係る民間給与水準調査業務

## (3)独立行政法人の執行業務

### 【提案のあった主な対象業務】

施設の管理・運営に関する業務      教育・訓練、研修、講習等      検査・検定業務

## (4)バックオフィス関連等

各府省が個別・独立的に運用しているホームページ等の統一・統合運用  
国家公務員試験の運営・管理業務  
各省庁所管の研究関連独立行政法人の実施する財務・経理、人事、購買、情報システム、広報等の業務を一括化 など

## (5)その他

各府省と公益法人等との間で随意契約により委託されている業務  
国有林の造林事業・販売事業  
自治体関連事務  
・地方税、国民健康保険・介護保険料の徴収・回収業務支援      ・各種使用料等の公金徴収業務  
・水道事業、下水道事業      ・地下鉄、鉄道、バス事業      ・パスポート発行業務      など  
「市場化テスト」の法制度に係る提案  
・「市場化テスト法」の対象等に公益法人等の事業・業務を拡大      ・提案内容に重きを置いた評価方法の採用  
・官の側のフルコストやパフォーマンスに係る情報公開の徹底      など